

投資
を受けたい

投資・育成事業

趣旨・目的

中小企業は中小企業投資育成（株）からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本の額が3億円以下の株式会社または資本の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

- 中小企業労働力確保法
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
- 中小企業地域資源活用促進法
- 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
- 大学等技術移転促進法
- 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
- 農林漁業バイオ燃料法
- アジア拠点化推進法
- 下請中小企業振興法
- 産業競争力強化法
- 中心市街地活性化法
- 中小企業等経営強化法
- 地域未来投資促進法
- 生産性向上特別措置法

支援内容

中小企業投資育成（株）の審査を通過した企業は以下の投資を受けることができます。

(1) 投資事業

- ① 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ② 増資新株の引受け
- ③ 新株予約権の引受け
- ④ 新株予約権付社債の引受け

なお、中小企業投資育成（株）から投資を受けた会社は、引き続き追加投資を受けることができます。

(2) 育成事業（コンサルティング事業）

中小企業投資育成（株）は、投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。また、中小企業投資育成（株）が主催する、経営セミナー・人材育成セミナー・ビジネスマッチングサービス等を利用することができます。

(3) ご利用方法

中小企業投資育成（株）に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

問い合わせ先

大阪中小企業投資育成（株）総務企画部

TEL：06-6459-1700（129ページ No.13）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の改善・開発面の支援

販売・取引面の支援